

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市自転車競走実施条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局事業部管理課】	1653
○ 北九州市自転車競走競技規則の一部を改正する規則【産業経済局事業部管理課】	1654
◇ 告 示	
○ 北九州都市計画公園の変更【建設局公園緑地部緑政課】	1657
◇ 公 告	
○ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境保全課】	1658

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市自転車競走実施条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 先頭固定競走（インターナショナル）を実施するため、関係規定を改めることにしました。
- 2 自転車競技法第3条第2号及び第3号に掲げる事務を執行する開催執務委員に当該事務を受託したものが当たることができるよう、関係規定を改めることにしました。

この規則は、1については平成25年6月16日から、2については平成25年6月14日から施行することにしました。

◇北九州市自転車競走競技規則の一部を改正する規則

先頭固定競走（インターナショナル）の競技の方法を定めるため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成25年6月16日から施行することにしました。

北九州市自転車競走実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月14日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第40号

北九州市自転車競走実施条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市自転車競走実施条例施行規則（昭和38年北九州市規則第100号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「及び副委員長」を削り、同項第1号中「開催執務委員」の次に「（副委員長を除く。）」を加え、同項第2号中「には市の職員が、」を「及び」に、「市の職員又は」を「、市の職員又は」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「および先頭固定競走」を「及び先頭固定競走（オリジナル）又は先頭固定競走（インターナショナル）」に改め、同条第2号及び第3号中「および」を「及び」に改める。

第31条第1項第2号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）先頭固定競走（インターナショナル）

第35条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「先頭固定競走に出場する」を削る。

第58条第1号中「選手」の次に「又は先頭員」を加え、同条第3号中「第70条第1項第2号」を「第43条第1項第2号」に改め、同条第4号中「第55条第1項、第56条、第57条又は第62条」を「第23条第1項、第25条（競技規則第37条において準用する場合を含む。）、第26条（競技規則第37条において準用する場合を含む。）、第31条、第34条又は第36条」に改め、同条第5号中「第55条の2」を「第24条（競技規則第37条において準用する場合を含む。）」に改める。

第82条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「先頭固定競走の」を削る。

付 則

この規則は、平成25年6月16日から施行する。ただし、第7条及び第58条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市自転車競走競技規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月14日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第41号

北九州市自転車競走競技規則の一部を改正する規則

北九州市自転車競走競技規則（昭和38年北九州市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第3条中「先頭固定競走および」を「先頭固定競走（オリジナル）、先頭固定競走（インターナショナル）及び」に改める。

第4章から第8章までを削る。

第9章の章名中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第53条中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）」に、「して、」を「競走選手と同時に発走させ、先頭員に」に改め、第9章中同条を第21条とする。

第54条第1項中「1競走」を「1回の競走」に改め、同項ただし書を削り、第9章中同条を第22条とする。

第55条第1項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、第9章中同条を第23条とする。

第55条の2各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「いたった」を「至った」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第3号中「きたす」を「来す」に改め、第9章中同条を第24条とする。

第56条の見出しを削り、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「いたった」を「至った」に、「すみやか」を「速やか」に改め、同条第1号中「第55条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第2号中「第55条第1項ただし書」を「第23条第1項ただし書」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第9章中同条を第25条とする。

第57条中「または」を「又は」に改め、第9章中同条を第26条とする。

第9章中第58条を第27条とし、第59条を第28条とする。

第60条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「第55条第1項ただし書」を「第23条第1項ただし書」に改め、同条第2号中「第55条の2」を「第24条」に改め、第9章中同条を第29条とする

第61条中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改め、第9章中同条を第30条とする。

第9章中第62条を第31条とする。

第63条を削る。

第64条第1項中「先頭固定競走に」を「先頭固定競走（オリジナル）について」に改め、第9章中同条を第32条とし、同章を第4章とし、同章の次に次の1章を加える。

第5章 先頭固定競走（インターナショナル）

（競走の方法）

第33条 先頭固定競走（インターナショナル）は、先頭員を助走させた後に競走選手を発走させ、先頭員に競走選手を誘導させる競走とする。

（先頭員の助走開始）

第34条 先頭員は、競走選手の発走線から先頭員の自転車の前輪の前端までの距離が100メートル以上後方に位置し、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

（発走の合図）

第35条 審判委員は、発走線に位置した選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」を発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲により発走の合図をしなければならない。

（誘導の方法）

第36条 先頭員は、最終周回前回のバック・ストレッチ直線部（以下「退避区間」という。）に到達するまで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障等のやむを得ない理由により誘導不能となったときは、誘導を中止しなければならない。

（準用規定）

第37条 第6条、第8条から第20条まで、第22条、第24条から第26条まで、第28条から第30条まで並びに第32条第2項（第2号に掲げる場合に限る。）及び第3項の規定は、先頭固定競走（インターナショナル）について準用する。この場合において、第25条第1号中「第23条第1項」とあるのは「第36条」と、「標識線」とあるのは「退避区間」と、同条第2号中「第23条第1項ただし書」とあるのは「第36条ただし書」と、第29条第1号中「第23条第1項ただし書」とあるのは「第36条ただし

書」と、第32条第2項各号列記以外の部分中「改めて発走させなければ」とあるのは「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を発走させなければ」と読み替えるものとする。

第10章中第65条を第38条とし、第66条を第39条とする。

第67条中「さしかかった」を「差し掛かった」に改め、第10章中同条を第40条とする。

第68条第2項を削り、第10章中同条を第41条とする。

第69条中「スプリント・レースに」を「スプリント・レースについて」に改め、第10章中同条を第42条とし、同章を第6章とする。

第70条第2項中「第58条」を「第27条」に、「第59条」を「第28条」に改め、同条第3項の表中「第59条」を「第28条」に改め、第11章中同条を第43条とする。

第71条第1項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、第11章中同条を第44条とし、第72条を第45条とし、同章を第7章とする。

第73条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第7号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）及び先頭固定競走（インターナショナル）」に、「誤まって」を「誤って」に改め、第12章中同条を第46条とし、同章を第8章とする。

第13章中第74条を第47条とし、第75条を第48条とし、同章を第9章とする。

付 則

この規則は、平成25年6月16日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（同項ただし書を削る部分に限る。）及び第68条第2項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見を有する住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成25年6月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

公園

2 都市計画を追加する名称及び土地の区域

2・2・1533 城野駅北1号公園

追加する部分 北九州市小倉北区片野新町三丁目の一部

2・2・1534 城野駅北2号公園

追加する部分 北九州市小倉北区東城野町の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建設局公園緑地部緑政課

4 縦覧期間

平成25年6月17日から同年7月1日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成25年7月1日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市公告第441号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第10条第2項の規定により、平成25年北九州市公告第187号で縦覧に供した響灘東地区処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

北九州市長 北橋健治

事業者は、計画段階環境配慮書手続に準じ、処分場の設置場所の選定に当たり、自主的に複数案の比較検討を行っているが、いずれも海面に処分場を設置する計画案となっている。水面埋立を行わずに既存の処分場をかさ上げる案についても検討しているのであれば、その結果を準備書に記載すること。

対象事業実施区域は、比較的勾配の緩やかな水深10メートル未満の浅海域であるが、周辺海域は、複雑な海底地形となっており、事業の実施に伴い、周辺海域の潮流が変化する可能性がある。また、当該区域近傍にある市の水質測定地点（H4）では、全窒素の値が近年やや高い傾向にあり、平成23年度は環境基準を超過している。このような海域において埋立事業が実施された場合、周辺海域の潮流に影響を及ぼし、更なる水質の悪化が懸念されることから、現地調査及び既存資料調査の結果を踏まえ、潮流や水質等について適切に予測及び評価を行うこと。

対象事業実施区域内に底質等の調査地点が設定されているが、事業の実施に伴う環境影響を継続的に評価するには、対象事業実施区域外に地点を選定し継続的に調査する必要がある。ついては、対象事業実施区域外において適切な調査地点を選定すること。

事業者は、本埋立事業が当該水域へ及ぼす影響について適切に把握できるように、処分場からの放流水及び周辺海域における水質監視計画を策定し、準備書に記載すること。